

## 佐賀県規則第22号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 事務所の総務課、林務課及び農村環境課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>林務課</p> <p>(1)～(19)の3 略</p> <p>(20) 略</p> <p>農村環境課</p> <p>(1) 農業農村整備事業の調査及び計画に関すること（唐津農林事務所にあつては、<u>上場地域整備課の所掌に属する事務を除く。</u>）。</p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>(16) 農林水産省農村振興局及び水産庁所管に係る海岸保全事業に関すること（<u>東部農林事務所及び杵藤農林事務所を除く。</u>）。</p> <p>(17) 農地・農業用施設の防災及び災害復旧事業に関すること（<u>杵藤農林事務所を除く。</u>）。</p> <p>(17)の2 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業に限る。）に関すること（<u>杵藤農林事務所を除く。</u>）。</p> <p>(17)の3 災害関連緊急地すべり対策事業に関すること（<u>杵藤農林事務所を除く。</u>）。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p><b>第4条</b> 事務所の総務課、林務課及び農村環境課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>林務課</p> <p>(1)～(19)の3 略</p> <p><u>(19)の4 佐賀県立21世紀県民の森の施設整備に関すること（佐賀中部農林事務所に限る。）。</u></p> <p>(20) 略</p> <p>農村環境課</p> <p>(1) 農業農村整備事業の調査及び計画に関すること（唐津農林事務所にあつては上場地域整備課の所掌に属する事務、<u>杵藤農林事務所にあつては農地整備課の所掌に属する事務を除く。</u>）。</p> <p>(2)～(15) 略</p> <p>(16) 農林水産省農村振興局及び水産庁所管に係る海岸保全事業に関すること（東部農林事務所を除く。）。</p> <p>(17) 農地・農業用施設の防災及び災害復旧事業に関すること。</p> <p>(17)の2 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業に限る。）に関すること。</p> <p>(17)の3 災害関連緊急地すべり対策事業に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(18) 略</p> <p>(19) 県営ため池等整備事業に関する<u>こと（杵藤農林事務所を除く。）</u>。</p> <p>(20) 特定鉱害復旧事業に関する<u>こと（東部農林事務所及び杵藤農林事務所を除く。）</u>。</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 国営土地改良事業に関する<u>こと（佐賀中部農林事務所及び唐津農林事務所（上場地域整備課の所掌に属する事務に限る。）を除く。）</u>。</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) <u>農地及び農業用施設の地盤沈下対策事業に関すること（杵藤農林事務所に限る。）</u>。</p> <p>(25)・(26) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 杵藤農林事務所の農地整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>農林水産省農村振興局及び水産庁所管に係る海岸保全事業に関すること</u>。</p> <p>(13) <u>農地・農業用施設の防災及び災害復旧事業に関すること</u>。</p> <p>(14) <u>農村地域防災減災事業（地すべり対策事業に限る。）に関すること</u>。</p> <p>(15) <u>災害関連緊急地すべり対策事業に関すること</u>。</p> <p>(16) <u>県営ため池等整備事業に関すること</u>。</p> <p>(17) <u>特定鉱害復旧事業に関すること</u>。</p>	<p>(18) 略</p> <p>(19) 県営ため池等整備事業に関する<u>こと</u>。</p> <p>(20) 特定鉱害復旧事業に関する<u>こと（東部農林事務所を除く。）</u>。</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 国営土地改良事業に関する<u>こと（佐賀中部農林事務所、唐津農林事務所（上場地域整備課の所掌に属する事務に限る。）及び杵藤農林事務所を除く。）</u>。</p> <p>(23) 略</p> <p>(24)・(25) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 杵藤農林事務所の農地整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>県営クリーク防災機能保全対策事業に関すること</u>。</p> <p>(13) <u>農地及び農業用施設の地盤沈下対策事業に関すること</u>。</p> <p>(14) <u>国営土地改良事業に関すること</u>。</p> <p>(15) <u>農業農村整備事業の調査及び計画に関すること（農業水利施設の再編整備（畑地かんがい施設を除く。）に限る。）</u>。</p>

改正前	改正後
(18) 団体営事業（国営事業関連に限る。）の指導に関する事。	(16) 団体営事業（国営事業関連及び農業集落排水事業に限る。）の指導に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。